

※この用紙は、記入のうえ入校日にお持ちください

令和 年 月 日

一般社団法人室蘭交通安全協会

室蘭総合自動車学校長 殿

誓約書

住所

氏名

私は、室蘭総合自動車学校の教習生として、学校の定める教習生規則を遵守することを誓約します。

教習生規則

- 第 1 条 教習生は、職員及び指導員等の指示するところに従い教習を受けて下さい。又、他の教習生に迷惑をかけるような行為を禁止します。
- 第 2 条 交通違反及び免許の取り消し、停止、保留等については正確に申告して下さい。なお、偽って申告した場合は教習を受けても無効になる場合があります。
- 第 3 条 一定の病気を有し、その事実を申告せず、免許を取得することが出来なくなった場合等について、当校は一切責任を負わないものとします。
- 第 4 条 教習に関する要望等がある場合は、学校にその旨を申し出るものとし、この場合は学校の裁定に従って下さい。
- 第 5 条 故意による学校の車両、教材及び機器、施設等を破壊した場合は損害の賠償をして頂きます。
- 第 6 条 気象条件及び交通状況の他、特異な事情により教習を受けられない場合は学校の指示に従って下さい。
- 第 7 条 教習生が無免許運転・仮免許違反をした場合は、退校して頂きます。
- 第 8 条 教習期限内に無断欠席等が続き、教習生に授業を受けることについて連絡するも、期限切れになった場合は異議申し立てをすることは出来ません。
- 第 9 条 教習開始後に正当な理由で途中退校する場合は、入校から 1 年以内の申し出に限り、未教習の技能・学科料金及び未検定料金についてのみ払い戻しをいたします。別途手数料をいただきます。
- 第 10 条 未成年者の喫煙を禁止します。